

平成27年10月9日

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見募集の結果

総務省は、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案について、平成27年9月1日（火）から平成27年9月30日（水）までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。いただいた御意見の内容及び御意見に対する考え方をとりまとめましたので公表いたします。

1. 背景

今回の政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）の改正は、政治資金監査を行うことができない者を規定する政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第17条について、政治資金監査を受けることとなる法第12条第1項又は第17条第1項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者を追加する旨の改正を行うほか、所要の規定の整理を行うものです。

2. 意見募集の結果

標題の省令案について、平成27年9月1日（火）から平成27年9月30日（水）までの間、意見の募集を行ったところ、1件の御意見をいただきました。いただいた御意見の内容及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3. 省令の施行等について

本省令案については、意見募集した案に基づいて定められ、平成27年10月13日（火）に公布され、平成28年1月1日（金）から施行される予定です。

（連絡先）

総務省自治行政局選挙部政治資金課

（担当：平木補佐 青島）

電話：03-5253-5578

FAX：03-5253-5583

意見の内容	意見に対する考え方	命令等への反映の有無
良いのではないかと思います。	御意見ありがとうございました。	無（賛成意見）